三重県埋蔵文化財年報

昭和48年度

三重県教育委員会

例　　言

1. この年報は、昭和48年度における県下の埋蔵文化財保護行政の概要をまとめたものである。
2. 付篇Ⅰの事前協議概況の一覧表は、事業許認可前のものもあり、開発事業者名を省略した。
3. 同Ⅱ「1.協議継続中の遺跡」のなかで、昭和47年版年報にあげたもの以外が、本年度、新に協議対象となったもの。なお昭和47年版年報にあげた遺跡で、その後開発計画のとりさげられたものも多い。

目　　次

Ⅰ 埋蔵文化財保護の地域計画 ---------- 3

Ⅱ 土地利用と埋蔵文化財 ---------- 4

Ⅲ 埋蔵文化財保護態勢の強化 ---------- 9

Ⅳ 緊急調査の現状 ---------- 13

付篇 Ⅰ 事前協議概況

- ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議 ---------- 27
- 三重県宅地開発事業の基準に関する条例・協議，確認審査 ---------- 28
- 都市計画法・協議 ---------- 31

Ⅱ 問題遺跡一覧

- 協議継続中の遺跡 ---------- 32
- 発掘調査遺跡一覧 ---------- 34
- 事前協議，調査なく破壊された遺跡 ---------- 36

Ⅲ 通　　知

開発事業にかかる埋蔵文化財の取扱いについて ---------- 38

I　埋蔵文化財保護の地域計画

埋蔵文化財保護の長期対策として，地域別保全計画調査と，保護のためのネットワークを指向した風土記の丘，史跡公園建設調査を行なっている。

1.　東紀州地域埋蔵文化財保全計画調査

昭和44年度以降，行なってきた地域別の保全計画調査の一つで，度会郡南勢町北牟婁郡，尾鷲市，熊野市，南牟婁郡など，熊野灘沿岸地域を対象とした。調査は，日本建築学会東海支部都市計画委員会（代表 服部千之氏）に委託し，この地域の埋蔵文化財の現状の確認，自然保護計画との整合，農業振興計画の動向把握などをもとに，保護策と活用方法を検討した。

2.　史跡公園建設調査

北勢地方の代表的な中世城址で，しかも保存状況の良好な四日市市采女城址を対象として行なった。城址の現状平面図をもとにしたその保存修景計画と，すでに行なった北伊勢および北勢南部地域埋蔵文化財保全計画への位置づけをはじめ，この城をめぐる中世の歴史情況等が検討された。調査は，日本建築学会東海支部都市計画委員に委託したものである。

3.　風土記の丘建設候補地調査

多気郡明和町斎宮の「斎王宮跡」を第一候補地として宮域の範囲確認のための第１次発掘調査を国庫補助事業として行なった。すでに昭和47年度においては，この斎宮寮跡についての文献的調査を京都大学工学部・保存修景計画研究会（代表福山敏男氏）に委託して行なっている。現地には，通称「斎王の森」が斎宮跡伝承地としてみられるだけで，古文献に記されている「大垣」「溝湟」の痕跡もなく，手がかりも全くないところである。第１次発掘調査に先き立って旧地籍図の集成，空中写真の検討などとともに，調査計画説明会の開催などによる地元への協力の要請を行なった。

また，西隣の古里遺跡についても，この斎王宮との関連追求を目的として調査した。

Ⅱ　土地利用と埋蔵文化財

遺跡，古墳，城址等埋蔵文化財がそれぞれ土地に一定の面積を占めている以上，宅地造成，農業基盤整備事業，道路建設等に際しては，何らかの影響をもたらし，土地の新しい利用に対し，検討をせまることになる。この一，二年の土地利用のあり方に対する地方行財政，生活環境及び自然環境の保全等各面からの多面的な検討が必要とされ，「事前協議」の徹底がはかられている。こうした流れのなかで，埋蔵文化財の保護についても，県庁内開発関係各課の全面的な協力を得て一段と強化されるようになってきている。

1.　ゴルフ場等大型レジヤー施設計画と埋蔵文化財

ゴルフ場，遊園地，レジャー施設，レクリェーション施設，観光施設等の開発事業については，「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」（昭和48年４月１日施行）により，事業者に対し，とくにその用地取得前の協議が要請されている。文化財保護についても，こまかく規定され，原則としては開発区域内に含まないこととし，さらには事業者の責任において，専門家による区域内の遺跡分布調査を実施し，確認された遺跡については全面保存を条件づけている。窓口にあたる県企画部企画室との密接な連絡のもとに，開発区域内の埋蔵文化財は全て現状保存を事業者に要請し，実現している。

2.　宅地開発事業と埋蔵文化財

住宅，別荘住宅，工場，倉庫，学校，ごみ焼却場等による土地造成と建築については，「三重県宅地開発事業の基準に関する条例」「都市計画法」の規定があり，それに伴う事前協議，協議書および確認申請書による合議があり，申出のあった開発事業は１０４件にも及んでいる。それぞれの申請ごとに

(1)　開発区域内の文化財の有無の現地調査による確認

(2)　埋立による土地造成の場合には，土取り予定地の文化財の有無の確認

(3)　開発区域内に所在する文化財の取り扱い方法

(4)　工事中に発見された場合の処置

等について，細かく指導している。

開発事業地内保存遺跡

遺跡名	所在地	事業名	保存方法
北野中5号墳	員弁町上笠田	住友金属鉱kk・工場	緑地
稲生東遺跡	鈴鹿市稲生町	北村組・団地	〃
大日堂古墳	〃　東圧内町	鈴峯企業kk・ゴルフ場	〃
蟹谷古墳	〃	〃	〃
愛宕山神社跡(他)	〃	〃	〃
浄蓮坊跡	芸濃町楠原	明和興産kk・ゴルフ場	〃
堂山2号墳	安濃村清水	中央毛織kk・団地	公園緑地
中世城址	美杉村	メナードランド・ゴルフ場	緑地
向山古墳	嬉野町下之庄、松阪市小野	小舟谷組・上取り	国史跡仮指定
釜生田古墳A群(15基)	〃　釜生田	kk 百又・ゴルフ場	現状保存
〃　B群(3基)	〃	〃	〃
〃　C群(3基)	〃	〃	〃
〃　D1号墳	〃	〃	〃
坊川原古墳	〃	〃	〃
ウツノ古墳群(3基)	〃	〃	〃
見行谷古墳群(3基)	〃	〃	〃
鹿伏遺跡	〃	〃	〃
釜生田城址	〃	〃	〃
中野山1号墳	一志町八太	豊島不動産kk・団地	〃
〃　2号墳	〃	〃	〃
梅谷古墳	白山町川口	大三開明発・別荘宅地	〃
八重田3号墳	松阪市八重田町	高橋不動産kk・団地	公園緑地
〃　8号墳	〃	〃	現状保存
〃　9号墳	〃	〃	〃
〃　10号墳	〃	〃	〃
〃　11号墳	〃	〃	〃
〃　12号墳	〃	〃	〃
〃　13号墳	〃	〃	〃
〃　21号墳	〃	〃	〃
〃　22号墳	〃	〃	〃

遺　跡　名	所　在　地	事　業　名	保　存　方　法
明　星　2号墳	明和町明星	五十鈴商事・団地	緑　地
〃　3号墳	〃	〃	〃
〃　4号墳	〃	〃	〃
〃　5号墳	〃	〃	〃
〃　6号墳	〃	〃	〃
〃　7号墳	〃	〃	〃
〃　8号墳	〃	〃	〃
〃　9号墳	〃	〃	〃
〃　11号墳	〃	〃	〃
〃　12号墳	〃	〃	〃
古　墳（2基）	鳥羽市千賀町	中部伊勢志摩開発kkゴルフ場	〃
館　址	〃	〃	〃
松がな古墳	〃本浦	志摩東京カウンテイ別荘宅地	〃
舟つけ古墳	〃	〃	〃
火の穴古墳	〃	〃	〃
白浜古墳	〃	〃	〃
小白浜古墳	〃	〃	〃
白浜遺跡	〃	〃	〃
遺跡（28ケ所）	〃	〃	〃
岡田古墳群(全5基)	青山町岡田	殖産土地相互kk・団地	公園緑地予定
毘沙門塚古墳	名張市美旗新田	京阪建設kk・団地	公園緑地

3. 農業基盤整備事業と埋蔵文化財

各種農業基盤整備事業のうちでも，とくにこの数年来の県農林水産部による県営圃場整備事業については，その年度の事業区域が決定されると，それぞれの地区内の埋蔵文化財の有無，現状等の紹会により，遺跡分布調査を実施している。この遺跡分布調査は各三重県文化財調査員により行なわれ，各教育事務所毎に集約し，その結果をもとに，所管課である県農林水産部耕地課，及び各耕地事務所に対し，地区除外等による保存の可否，遺跡範囲確認のための試掘調査の実施方法と時期等，その取り扱いを協議した。

遺跡範囲確認調査は，昭和48年10月～11月に，各調査員を担当者とし，各教育事務所及び耕地事務所が主体となって，関係市町村教育委員会，地元土地改

良区の協力を得て行なった。調査個所は原則として排水路部分にとどめ，遺構の状況，出土遺物の有無を確め，再度この結果をもとに関係者において協議し，工事計画の変更，本調査の要，不要とその範囲などをきめた。この際，畑地部分については，「表土扱い」にともなう地盤の切り下げは極力避け，遺物包含層はもとより遺構面の削平は行なわないこととし，場合によっては覆土も止む得ないものとした。したがって一つの遺跡の発掘調査も，排水路，および部分的な遺跡の削平個所についてのみ行なった。これらに要する調査費等は県農林水産部の負担によっている。

教育事務所	耕地事務所	事業地区	面積(ha)	調査員	遺跡数	備考
北勢	桑名	多度	52.4	伊東春夫	御衣野1	
	四日市	菰野 県 鈴鹿	59.5 99.9 47.2	片岡雅章 森 逸郎	高角1. 北野2. 江村1	1件、現状保存
中勢	津	安濃川左岸 三雲南部 嬉野	35.8 101.7 77.2	 岩田直衛 〃	 上之庄2. 小金1. 美濃田1 須賀3	
松阪	松阪	下御糸 多気	190.0 26.0	世古且守 奥 義次	中村2. 養川3 東池上2.	 1件本調査予定
南勢志摩	伊勢	玉城第2期 外城田 御薗	93.0 130.1 40.0	西村忠之 奥 義次 西村忠之	上地1 森荘1. 笠木1. 東原1. 矢野1. 野篠2. 高向1. 上長屋	本調査実施 3件本調査実施
上野	上野	上野南部 上野西部 名張北部 大山田	34.5 144.0 55.3 124.3	森川桜男 〃 水口昌也 森川桜男 岡本武和	摺見3（古墳2） 東出1（古墳）.百田2 一 一	事業繰延べ 〃 〃 〃

4. 史跡仮指定による文化財の保護

文化財保護法第70条の規定によれば，緊急の必要があると認めるときは，都道府県教育委員会は史跡名勝天然記念物の仮指定を行なうことができる。

本年度仮指定した向山古墳は一志郡嬉野町下之庄と松阪市小野町とにまたがって所在する前方後方墳で全長74㎡の前期古墳である。前方後方墳は三重県内

ではわずか3基しか知られておらず，大正3年に盗掘され，小形鏡，石釧，車輪石，筒形石製品が出土し，現在は東京国立博物館に保管されている。その様子は，後藤守一氏によって「考古学雑誌」に報告され，全国的によく知られている古墳である。

ところが，昭和48年6月，土取りによって後方部の一部が削られていることが文化財パトロールによって発見され，緊急に保護対策がとられた。土取り業者には，その保存を依頼すると同時に，土地所有者（合計12人）にその趣旨を説明し，昭和48年7月27日付三重県教育委員会告示第35号で仮指定を決定した。官報および公報にも掲載されるとともに，土地所有者に通知され，今後，指定地域内での樹木の伐採，建物その他の上作物の新築，地目変更等の現状変更あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は，保護法の規定によって，文化庁長官の許可が必要となった。なおその公有地化については，嬉野町教育委員会，松阪市教育委員会，土地所有者の間で話がすすめられている。

Ⅲ　埋蔵文化財保護態勢の強化

埋蔵文化財の保護行政の機構としては，文化課が所管し，文化財係において担当し，各教育事務所においては教育課が担当している。文化財係においては，埋蔵文化財担当として本年度からさらに１名主事が増配置され，主事３名，技師４名（内２名は博物館と兼務）の計７名がいるが，各教育事務所に埋蔵文化財担当主任係の未配置とともに，人員増強が大きな課題となっていることは云うまでもない。また，市町村においても，保護策の強化から津市，鳥羽市においては新に埋蔵文化財担当専任係が配置されている。

1.　文化財パトロール

本年度から各教育事務所の事業として，三重県文化財パトロールが発足し，文化課には文化財パトロールカーが配備された。委嘱した調査員は27名，そのほとんどが教員である。忙しい授業の合い間，土・日曜日の休日をさいて，文化財の調査にあたった。

報告された件数は143件，その中には土取りによって前方後方墳の一部が削られ，史跡仮指定し，やっと保存することができた一志郡嬉野町及び松阪市小野町向山古墳や護岸工事によって刈り取られ，消滅寸前だった南勢町五ケ所浦の獅子島のハマジンチョウを保存するなど大きな問題となったものもある。このように調査員から寄せられるパトロールの報告に対し，

(1)法，条例，要綱等の開発関係の事前協議，確認審査などによって，チエックできるもの

(2)　個人の土取り，宅地等のように絶えず情況を知り協議しなければならないもの

(3)　すでに破壊されてしまったもの

(4)　新しく発見されたもの

(5)　現状が変らず概況の報告をしたもの

に分け，対策を考えている。最も多いのは(5)で異常なしと報告されたものであるが，破壊はいつ何時おこなわれるかわからない。そこに文化財パトロールのねらいがある。次に多いのは(1)で開発関係の法，条例等でチエックできるもので，事前協議，確認審査の際に非常に役立っている。今，そうした遺跡古墳は，

亀山市キツネ塚古墳，初午山古墳,一志町上井生古墳群，松阪市庄古墳，名張市中村古墳群など大規模な開発地域内に含まれるものである。しかし，亀山市川合古墳,松阪市上出遺跡,度会町万野遺跡，鳥羽市だんだらぼし遺跡,なきよう寺遺跡等のように個人の土取り，個人住宅によって壊されつつあるものについての対策は，市町村教育委員会との連絡を強め，保護策を確立していかなければならない。

次に(3)の知らないうちに破壊されてしまっていたという報告も残念ながらかなり多く，未だ文化財保護の弱さを感じさせられる。亀山市徳原 24～ 27号墳,松阪市西野 2～ 3号墳，多気町北ノ山古窯址群，島ケ原村上河原遺跡などがあげられ，今後文化財パトロールの強化と破壊防止が急務とされている。

また新発見や遺跡地図等の訂正の報告もあり，亀山市東小山遺跡，長瀬神社古墳,多気町里中遺跡など新発見のものである。今後の文化財保護の基礎的なデーターとして，見逃せない成果である。

なお，津市教育委員会においては昭和47年度以降，埋蔵文化財パトロール事業が津市文化財を守る会（代表服部貞蔵氏）に委託され，市域について実施されている。

三重県文化財パトロール実施要項

1. 趣　　旨

近年の急激な開発の中で，敏速かつ的確に文化財の状況を把握し，適切な処置を講じ，文化財保護の万全を期する。

2. 調査対象

調査は，各地区に所在する記念物・埋蔵文化財を主とし，必要に応じて，その他の文化財の現状・管理及び環境保全の状況等について行なう。

3. 調査期間

昭和48年 6 月 1 日～昭和49年 3 月31 日

4. 調 査 員

別記のとおり

5. 調査内容

(1) パトロールは，三重県教育委員会が委嘱する文化財調査員が行なう。

(2) パトロールは，三重県教育委員会ならびに教育事務所の指示に従って実施する。

(3) 調査員は，文化財パトロール実施報告書を，毎月末までに，関係教育事務所に提出する。

各教育事務所は，とりまとめ翌月5日までに，県教育委員会文化課に提出する。

(4) 緊急事態は電話その他の方法により，すみやかに，関係教育事務所を通じて，県教育委員会文化課に報告する。

(5) 県教育委員会文化課は，前項の事情により，文化財パトロール車を出動させ，文化財保護の対策を講じる。

(6) その他，必要事項は，そのつど連絡指示する。

6. 経　費

県教育委員会文化課で負担する。

「地区別調査員」

地区		調査員	現職	地区		調査員	現職
北勢教育事務所	桑名・員弁	大橋昌平	桑名高	南勢志摩	度会・伊勢・志摩	村上喜雄	坂手小
		田中欣治	三重短大			駒田利治	菅島小
		松本覚	藤原中			伊藤保	水産業
		伊東春夫	桑名高			山下雅春	志島小
		伊藤信夫	〃			西村忠之	厚生中
		太田元二郎	成徳中			中世古祥道	五ケ所中
	三泗	片岡雅章	四日市南高	上野	上野・名張・名賀・阿山	森川桜男	組紐業
		森逸郎	三重小			水口昌也	矢生中
	鈴鹿・亀山	大場範久	神戸高			岡本武和	阿山中
		生駒勝	津女子高	尾鷲	紀北	嶋正史	自営
中勢	津・一志・安芸	浅生悦生	楠中	熊野	紀南	中森成行	神上小
		岩田直衛	津高				
		稲生進一	白山中				
松阪	松阪・多気・飯南	世古且守	大河内小				
		奥義次	松阪商高				
		榎本義譲	波瀬小				

2. 埋蔵文化財調査技術者養成

埋蔵文化財調査の技術習得と向上のため，かなり調査の経験をもった小・中高校の教職員を7月～8月の夏期休業中の短期間ではあるが，県外の文化財調

査研究所に派遣している。

場　所　　宮城県立多賀城跡調査研究所

研修者　　岡本武和（阿山町立阿山中学校教諭）

　　中森成行（熊野市立神上小学校教諭）

内　容　　東北古代史概説，発掘調査計画の立案，地区設定の原理，遺跡遺構の観察と調査記録のとり方，発掘調査作業実習，古瓦の観察と実測方法，土器の観察と実測方法，遺物整理実習，トラバース測量の技術，やり方設定実習，遺構実測の実習，発掘資料の整理登録システム，遺物の保存科学的処理方法と実習，報告書の作成方法，遺跡整備の方法と問題点他

Ⅳ　緊急調査の現状

各種開発事業計画にともなう埋蔵文化財の調査には，その開発区域内の遺跡の有無，現状を確認する遺跡分布調査と，計画上，保存が困難なため，事前に行なう発掘調査とがある。とくに本年度は，民間企業の開発計画にともなう事前協議により，その開発区域の遺跡分布調査が激増した。

1.　開発計画区域遺跡分布調査

「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」「三重県宅地開発事業の基準に関する条例」「都市計画法」等による事前協議の際，それぞれの関発計画区域内の遺跡の有無と現状について，遺跡地図，遺跡台帳の照合ばかりでなく，必ず，現地確認することを事業者の責務とした。調査は三重県文化財調査員が各事業者の依頼によって行なわれる場合が多く，開発計画集中地区においては，調査員に対する依頼が度重なり，負担過重が問題となっている。

2.　緊急発掘調査

工事計画上，現状保存の困難な遺跡，古墳等については発掘調査を行なっている。その際の工事計画については，該当した埋蔵文化財の現状保存を第一条件とした設計，工法がその開発事業に対し，どのように支障となるか，詳細な設計図と現地調査等によって検討し，措置方法をきめている。さらに場合によっては，結論も発掘調査結果をまって再検討の後出しているものも多い。（※は国庫補助事業である）

経塚中世墓群（員弁郡大安町石榑下）

事 業 名　　北勢広域農道

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和48年４月～７月

概　要　　員弁川の支流，源太川が裾を流れる標高90mの丘陵の東側斜面にある。頂上部分には径10m，高さ1.5mの塚があった。その中央は古く盗掘されていたが，巾80cm，長さ1.2mの土拡が検出された。土拡内には遺物はなく，封土中および周溝内から常滑焼甕の破片が出土。東側の斜面は等高線にしたがって５段ほど段状に加工され，それぞれの段に方形に礫を敷きならべた土

坑墓が極めて多数つくられていた。土坑墓のうちには，上に五輪塔を建てたものもある。敷下の下には，古瀬戸，常滑焼の蔵骨器が20個余り埋められていた。斜面の裾からは火葬址が３ケ所検出された。

小杉大谷古窯址（四日市市小杉町）※

事 業 名　　小杉土地区画整理事業

調査主体　　四日市市教育委員会

調査期間　　昭和48年８月

概　要　　海蔵川北岸の垂坂丘陵地の標高50ｍ～55ｍの谷合いにつくられた古墳時代後期のあな窯。古窯は西向きの斜面につくられ，現在全長5.5ｍ，幅は0.75ｍ～1.3ｍ。煙道部はすでに流出していて不明。床面は３面ほど塗り重ねられ，焼成部には最終床面から高さ50㎝～60㎝ほどで長さ1.1ｍ～2.5ｍほど天井が残っていた。灰原は８ｍ×10ｍの範囲にみとめられ，もっとも厚い焚口前庭部では厚さ40㎝ほどであった。製品としては，杯３種，有蓋高杯，無蓋高杯２種，瓦泉，直口壺３種，短頸壺２種，鉢２種，甑，甕数種，須恵質円筒埴輪等がある。

日余１号墳（安芸郡安濃村太田）

事 業 名　　近畿自動車道関・伊勢線建設土取予定地

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和49年２月

概　要　　安濃川左岸の低丘陵地，それも谷底平野が入りくむ標高38ｍの細長い丘陵に位置する。調査の結果，日余１号墳は13×16ｍの方墳で丘陵頂部の地山を整形し，築造されており，２ケ所の墓拡の南側は地山を掘り込んでいる。墓拡の掘り方部分には10.㎝大の河原石を並べ中央部には棺が置かれたと思われる長約２ｍほどの土拡も確認できた。しかし，副葬品は全く発見されなかった。墳麓部や墳頂部には，円筒埴輪片，朝顔形埴輪片がかなり出土したが，いずれも細片であった。

なお，築造年代は，埴輪片に混って出土した須恵器器台の形態などから６世紀中ごろと考えられる。

納所遺跡（津市納所町）

事 業 名　　県道雲林院・津線バイパス
調査主体　　三重県教育委員会
調査期間　　昭和48年10月～昭和49年３月

概　要　　安濃川左岸一帯の標高４～５ｍの地にある弥生時代前期から室町時代に至る中南勢最大の集落址である。弥生時代前期では，溝・落込みがある。中期では，直径７～８ｍの円形竪穴住居址１，一辺約８ｍの方形周溝墓１，土坑墓６のほか，多数の溝・土拡・ピットがある。古墳時代後期では，自然流水路がある。遺物はきわめて多量で，弥生時代各期の土器・石器・木器・金属器・骨角器・炭化米・種子・獣骨がある。古墳時代後期以降では，土師器・須恵器・山茶椀・木器・加工木・瓦・種子などがある。

納所遺跡（津市納所町）
事 業 名　　中部電力KK　・鉄塔建て替え
調査主体　　納所遺跡調査団
調査期間　　昭和48年10月

概　要　　安濃川北岸沿いの沖積地の遺跡。今回の調査は，鉄塔建て替え部分の12ｍ×12ｍの範囲について行なった。同じ納所遺跡で現在県教育委員会を行なっている県道雲林院津線バイパス部分より南へ15ｍはなれた個所にあたる。遺構としては弥生時代中期，後期の溝址，土拡などが検出された。このうち土坑は径２ｍ×50㎝，深さ40㎝ほどのもので，規模，長軸方向ともそれぞれほぼ一定し，そのうちには弥生時代中期の底部せん孔の壺も出上していて，土坑墓とも思われるものである。

君ケ口古墳（津市長岡町字君ケ口）
事 業 名　　三交不動産KK・団地造成
調査主体　　君ケ口古墳調査団
調査期間　　昭和48年６月～９月

概　要　　安濃川北岸にひろがる丘陵地の一支脈の標高26㎡の尾根につくられたもの。径17.5ｍ×15ｍ，高さ2.7ｍの円墳で，北西側に長さ４ｍ，巾４ｍ，高さ30㎝の造り出し状のたかまりがあり，帆立貝式の古墳とも思われる。主体部は南側に入口のある横穴式木心室で，玄室は礫床。この周囲には柱穴が６ケ所検出された。

出土遺物には須恵器,(杯，高杯，提瓶，俵瓶，広口壺，台付壺，横瓶），土師器（杯，高杯），鉄製品（直刀，鉄鏃，刀子），装身具（棗玉，丸玉）などが，墳頂部，墳麓，玄室内から出土した。北西側の造り出しの先端から住居址が１基発見された。「モガリ」の跡であろうか。

尺目遺跡（津市半田字尺目）

事 業 名　　亀山製糸KK・団地造成

調査主体　　尺目遺跡調査団

調査期間　　昭和48年12月

概　要　　岩田川の南岸にひろがる半田丘陵の標高33mの遺跡。これまで高松５号墳とされていた場所で，これは調査の結果，自然のたかまりと判明し，新に竪穴住居址が発見されたものである。竪穴住居址は一辺５mほどの方形のものが２基重複していた。出土遺物としては弥生時代後期の壺，甕，高杯などの破片である。この半田丘陵地の各所の尾根からは，野田・大ケ瀬遺跡，柳谷遺跡，平栄遺跡など弥生時代後期の小規模な集落址が発見される場合が多い。

鳥居本遺跡（一志郡一志町小山）

事 業 名　　豊島不動産KK・団地進入路

調査主体　　一志町教育委員会

調査期間　　昭和　年48年８月～昭和49年１月

概　要　　雲出川南岸の標高19mほどの低台地上の遺跡。今回の調査は進入路となった巾６m，長さ80mの範囲で台地の北縁部にあたる。遺跡としてはかなり広範囲のものと推定されている。

発見された遺構は弥生時代前期の土拡・溝址・中期の方形周溝墓・溝址・後期の溝址，飛鳥時代住居址７，土拡，溝址などである。

黄褐色の地山の上には厚さ70㎝ほどの黒色土が堆積しており，土器の保存状態は非常に良好であった。出土品としては,弥生時代前～後期の壺，甕形土器，飛鳥時代の須恵器杯，高杯，土師器杯，甕形土器の他，鎌倉～室町時代の土師器鍋などがわずかに見られる。

八重田古墳群（松阪市八重田町）

事 業 名　　高橋不動産KK・団地造成

調査主体　　松阪市教育委員会

調査期間　　昭和48年５月・８月～11月

概　要　事業の許認可に当って，昨年度分布調査を実施した際，14基の古墳の所在を確認（内４・７・14・15号墳は破壊又は消滅）し，１・６～13号墳は協議によって保存することとし，２・５号墳を発掘調査した。四月，調査を終了した２号墳の西方に全長60㎡の前方後円墳である３号墳が新に確認されたことにより，その保存の犠牲として，昨年度保存が決定していた１・６号墳の発掘調査を実施せざるを得なかった。同時に，16～22号墳の古墳がつぎつぎと確認されるに至り結果として，１・６・16～20号墳の７基を発掘した。結局，墳形を有する古墳で団地内に保存されることになったのは３・８～13・21・22号墳の９基である。調査の結果は，下表の通りであるが６号墳が４世紀末と最も古く，６世紀初頭まで，継起的に築造された古墳群と推定される。

なお事業地内の古墳は，従来，地名により，向之山，越，弁天山，藤之木古墳群などと呼称したが，今後，一括して八重田古墳群と改称したい。

号　墳	規　模(m)		内部主体	副　葬　品	備　　考
	径	高			
1　（円）	15	2.75	木棺直葬	直刀・刀子	一部溝・円筒直輪列
6　（〃）	24	2.0	〃　2	神獣鏡・銅鏃・鉄鏃・鉄剣・鉄斧・玉類	
16　（方）	14×16	1.5	〃	直刀・鉄鏃・甲冑・玉類	周溝内・須恵器・形象埴輪
17　（方）	13×15	1.2			
18　（円）	25	2			墳麓・須恵器・埴輪片
19　（方）	11	0.8	木棺直葬	鉄剣・鉄鏃・鉄鎌	周溝内・刀子・須恵器
20　（〃）	12×14	1.4	〃	鉄剣	周溝内・須恵器

河田古墳群（多気郡多気町河田）※

事 業 名　　田中建材・土取り

調査主体　　多気町教育委員会

調査期間　　昭和48年４月～８月

概　要　多気町の東北端の丘陵上一帯に分布する河田古墳群のうち，多気町河田字東谷の一画で当初２基について調査を行う予定でおったが調査の進展

とともに新発見のものを含め７基の調査を行なった。各古墳の概要は別表のとおりであり，６世紀後半から７世紀中葉に築造されたものと考えられる。また各古墳の盛土や丘陵の尾根上の各所からは中世の土師器や常滑焼などの土器や貨幣，弥生時代前期の土器片なども出土している。

号墳	規模(m)		内部主体	副葬品
	径	高		
19（円）	27	2	木棺直葬２	N棺・玉類多数・鉄鏃族・刀子・須恵器17，S棺 なし
20（〃）	26	2	〃 〃	N棺・玉類・鉄鏃族・刀子・馬具・須恵器，S棺・玉類・須恵器5.土師器2.
31（方）	7	0.8	不明	
32（円）	12×18	1.5	木棺直葬２	N棺・直刀・鉄鏃族・須恵器14，S棺・鉄鏃族・須恵器10.・土師器1.
33（方）	7	0.5	土拡(?)	
34（〃）	9	0.5	不明	
35（円）	16	1.5	横穴式石室	金環・馬具・須恵器多数・土師器・銭・中世土器

古里遺跡（多気郡明和町竹川）※

事業名　斎王宮域確認調査

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和48年10月～12月

概要　昨年度調査「C地区」の西北方150㎡の台地縁辺にD地区を設定，調査範囲は2300㎡。斎王宮との関連，中世村落の究明等の目的で行なう。

奈良時代に属する竪穴住居址10戸，掘立柱建物址７棟検出。掘立柱建物址は３間×４間が一棟で，その内側部分より径30㎝近い蹄脚硯が出土，他はいずれも２間×３間のものである。鎌倉時代のものとしては多数の溝址，井戸７基とともに墓坑を検出，基坑は全て西側部分にまとまっており，そのうちの一つより和鏡，土師器鍋，灯明皿，栄銭が出土。

斎王宮址（多気郡明和町斎宮）※

事業名　宮域確認調査

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和49年１月～３月

概要　「斎王の森」の裏手，字「楽殿」地区を中心に幅４㎡のトレンチを設定して行ない，トレンチは延936mにおよぶ。北側部分では僅かに奈良時

代の溝や遺物が出土したのみである。「斎王の森」の真裏，および東側部分では平安時代に属する溝や竪穴住居址さらに掘立柱建物址も数棟確認した。遺物としては土師器皿，高杯，甕，甑とともに緑釉陶器片，灰釉陶器片も出土している。鎌倉時代に属する井戸，溝址もあり，山茶椀，常滑焼，土師器鍋，灯明皿が出土。

明星古墳群（多気郡明和町大字明星）

事業名　五十鈴商事・団地造成

調査主体　明和町教育委員会

調査期間　昭和48年7月～8月

概要　団地造成計画に当って，古墳群11基（内10号墳は事業により破壊，調査中1基を新しく確認し，12号墳とした）の内2・3・4・6・11号墳の5基は緑地として保存し，1・5・7・8・9号墳は発掘調査を実施して記録にとどめることで，昨年度協議を了していた。それにもとずき，7月に調査を開始したが，調査中に古墳の全面保存を望む声が上がり，再度協議した結果，1号墳に加えて6号墳の発掘調査を実施し，他の9基は改めて保存することになった。すでに調査が進行していたため，保存されることになった古墳の内・5・8・12号墳は周溝調査を行い，9号墳は周溝及び主体部調査を行なった。調査結果は下表の通りである。なお，調査古墳はすべて周溝を有していた。

号墳	規模(m)		内部主体	副葬品	周溝遺物
	径	高さ			
1（円）	10.5	0.85	木棺直葬	刀子，須恵器3.土師器1	須恵器（杯），土師器（高杯）
5（方）	8.1×9.1	0.8	?	?	須恵器（壷・横瓶），土師器(杯)
6（〃）	12×13	1.0	木棺直葬	須恵器1	須恵器（杯蓋・高杯），土師器（甕）
8（円）	8.5×9.5	0.9	?	?	須恵器（杯），土師器片
9（〃）	7×8.5	0.5	木棺直葬2	須恵器2	須恵器（壷・甕），土師器片
12（〃）	2	0.25	—	—	—

野垣内遺跡（伊勢市上地町）

事業名　県営圃場整備事業・幹線排水路

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和48年12月・昭和49年1月

概　要　　宮川左岸の河岸段丘上に所左し，段丘下の水田面との比高8㎡を計る。事業の進行に伴い発見された遺跡で，10月の試掘の結果に基き，事業計画上現状保存が不可能な幹線排水路敷（幅10m×延長200m）を発掘調査した。

その結果，遺構として弥生時代後期に属する方形竪穴住居址25基，方形周溝址4基，古墳時代住居址3棟，平安時代の掘立柱建物址2棟，厨房址3棟，鎌倉期末ないしは室町初期の竪穴住居址1基を検出した。遺物は欠山期の弥生時代後期の土器が大半を占め，平安・鎌倉末～室町初期の土器は遺構毎にまとまって出土した。緑釉陶器・青磁片の少量も注目された。今回の発掘により，本遺跡は密度の濃いものと判明したが，国道23号線沿いにあるため，早晩宅地化されることは必至である。

仲垣内遺跡（度会郡玉城町野篠）

事業名　　県営圃場整備事業

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和49年2月

概　要　　外城田川とその支流三郷川が合流するあたりの谷底平地を東に見おろす丘陵の東端部の遺跡である。範囲としては約30,000㎡にも及ぶと思われる遺跡であるが，調査は直接影響を受ける排水路部分を中心として行なわれ，弥生時代後期の竪穴住居址3基，古墳時代後期竪穴住居址3基，鎌倉時代後期掘立柱建物2棟などが発見された。出土品のうちには，弥生時代前期の土器片もあり，この地方ではもっとも早く水稲耕作をはじめた場所ともいえる。

月よべ遺跡（度会郡玉城町野篠）

事業名　　県営圃場整備事業

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和49年2月

概　要　　三郷川北岸の標高28mの丘陵端の遺跡で，弥生時代後期の方形周溝墓3基，鎌倉時代の井戸址2基が発見されている。方形周溝址は一辺10m～11mで，埋葬主体はすでに削平，あるいは流出したことによるのか検出されなかった。溝の巾は1m～1.3m，深さ50mほどで3基のうちの2基においては周溝の南東隅に，壺，高杯などが置かれていた。鎌倉時代の井戸址は，

径 2 m の比較的大きなものと，径 1 m ほどのそれぞれ素掘りのものである。底まで掘り上げるに至っていない。この遺跡の北東100 m には仲垣内遺跡，南西 300 m には赤垣内遺跡など同時代の弥生時代後期の集落址がある。

赤垣内遺跡（度会郡玉城町野篠）

事 業 名　　県営圃場整備事業

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和49年 1 月

概　要　　三郷川北岸を区切る丘陵の南麓でも，南側の水田に突き出た格好の標高28m の場所にあり，弥生時代後期から鎌倉時代までの各時代の集落址である。建物としては弥生時代後期の竪穴住居址 7 基，鎌倉時代前期の掘立柱建物址 7 棟などが検出されている。とくに掘立柱建物は 3 間× 2 間の東西棟が標準型となり，その規模もほとんど同じものである。出土品としては弥生時代後期の大形の石包丁，石鏃，土器，古墳時代の須恵器，土師器，平安時代の灰釉の段皿，鎌倉時代の土錘，土師器，山茶椀などがある。

小ばし遺跡（度会郡玉城町矢野）

事 業 名　　県営圃場整備事業

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和49年 2 月

概　要　　三郷川の上流に沿ってほぼ南北に細長くのびる矢野丘陵の東麓の鎌倉時代の遺跡である。調査されたのは，町道と南側の水田とにはさまれた狭い部分で，鎌倉時代前期の井戸址とこれに付属した小屋と思われる 2 間× 2 間の小規模な掘立柱建物 1 棟が発見された。出土品としては，水田寄りの溝状の凹地から，多量の山茶椀，土師器などがあり，また，鉄滓も発見されていて，付近で鍛冶の行なわれたことを思わせるものがある。井戸は径 1 m ほどの掘り方をともなった径40cm，深さ 1 m の浅いもので，最下部には井戸枠に使われた桜の皮で綴じた曲物ものこっていた。

飯塚貝塚（磯部町飯浜）

事 業 名　　個人・畑地

調査主体　　磯部町教育委員会

調査期間　　昭和48年10月

概　要　　的矢湾の奥の伊雑浦北岸の具塚・総面積 6000㎡といわれ，今回は畑地のカサ上げにより，100㎡が調査された。奈良時代から平安時代の製塩炉址5基が確認され，弥生時代後期，から平安時代までの各時期の土器片が多数出上している。とくに和同開珎が3枚発見されたことは注目されている。貝としては，マガキ，岩ガキ，アサリ，アカニシ，サザエ，イボニシ，ツメタガイ，スガイ，イタボガキ，ナミマガシワ，カリガネエガイ等がある。

猪田神社経塚（上野市下郡）

事 業 名　　境内防災工事

調査主体　　上野市教育委員会

調査期間　　昭和48年9月

概　要　　猪田神社本殿裏の崖崩れ防止工事中に発見。東面する標高 175 m前後の丘陵頂部近くに位置する。経塚の規模は明らかでないが，1 m × 4 mのせまい範囲から，渥美古窯製の蓋付経筒1，壺1，常滑古窯製の壺1，瓦器質の蓋付経筒9個など多数の陶製，瓦製の経筒が発見された。瓦製のものの一つには，正面に「大日」とヘラ描きされ左右に「草花文」が同じくヘラで刻まれたものもある。他に皇宋通宝などの宋銭3枚，青白磁合子1組などが出土した。

報　告　書　一　覧

刊行者	書名	備考
三重県教育委員会	斎王宮跡発掘調査報告	明和町，奈良～室町
〃	古里遺跡発掘調査報告一D地区	〃　〃
〃	経塚中世墓群	大安町，鎌倉
〃	日余1号墳発掘調査報告	安濃村
〃	昭和48年度県営圃場整備事業地区埋蔵文化財調査報告　1.各試掘調査遺跡	
〃	2.野垣内遺跡	伊勢市
〃	3.仲垣内遺跡	玉城町
〃	4.月よべ遺跡	〃
〃	5.赤垣内遺跡	〃
〃	6.小ばし遺跡	〃
四日市市教育委員会	小杉大谷古窯址	古墳時代後期
〃	四日市の後期古墳	後期古墳
安濃村教育委員会	堂山1号墳発掘調査報告	〃
松阪市教育委員会	八重田古墳群	前半期古墳・後期古墳7
多気町教育委員会	河田古墳群	後期古墳7
明和町教育委員会	明星古墳群	〃　6

付　　編

I　事前協議概況

ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議

種別	事業場所	事業面積	備考
ゴルフ場	藤原町	3,250,000	
〃	〃	1,120,000	取り下げ
〃	北勢町	2,300,000	
〃	員弁町	960,000	
〃	〃	1,280,000	
〃	多度町	2,740,000	取り下げ
〃	〃	2,640,000	〃
〃	〃	2,000,000	〃
〃	鈴鹿市	1,510,000	〃
〃	〃	900,000	〃
〃	〃	1,590,000	古墳5，遺跡1.
〃	亀山市・芸濃町	1,630,000	古墳3.
〃	〃　〃	2,320,000	
〃	鈴鹿市・亀山市	1,940,000	古墳2.，神社跡1
〃	亀山市	1,340,000	
〃	〃	1,910,000	
〃	芸濃町・亀山市	1,320,000	
〃	芸濃町	2,750,000	
〃	久居市	1,050,000	
〃	一志町・白山町	1,960,000	
〃	〃　〃	1,150,000	
〃	〃　〃	1,310,000	
〃	白山町	840,000	古墳5
〃	〃	2,920,000	
レジャーランド	嬉野町	660,000	
〃	〃	1,100,000	遺跡・古墳33ケ所
〃	〃	1,900,000	
ゴルフ場	飯南町	1,580,000	
ファミリーランド	勢和町	2,330,000	
〃	〃	2,350,000	

種　別	事　業　場　所	事業面積	備　考
ﾌｧﾐﾘｰﾗﾝﾄﾞ	松阪市	1,320,000	
ゴルフ場	松阪市	1,160,000	
〃	伊勢市	2,810,000	取り下げ
〃	〃	2,350,000	〃
〃	〃	4,170,000	〃
〃	磯部町	2,210,000	遠跡あり
〃	島ケ原村	1,370,000	
〃	阿山町	1,660,000	
〃	〃	1,040,000	
〃	美杉村・白山町・青山町	3,820,000	
〃	名張市	1,070,000	
〃	〃	1,080,000	
〃	〃	1,280,000	

三重県宅地開発事業の基準に関する条例・協議，確認審査

種　別	事　業　場　所	事業面積	備　考
宅　地	北勢町京ケ野	252,025	
別荘地	菰野町大字根の平	14,637	
〃	〃　根の平	16,921	
宅　地	〃　根の平	21,964	
工場事務所	亀山市布気町牛槌 1,059	18,823	
工　場	〃　能褒野町	71,899	
〃	〃　田村町東沢	106,036	
〃	亀山市下庄町古川	13,746	
〃	関町木崎	23,526	埋土用土取りで古窯址破壊
別荘地	〃	119,000	
宅　地	〃	13,758	
〃	安濃村清水	88,967	古墳2
〃	〃　田端上野	203,319	
〃	美里村三郷	135,000	遺跡1
〃	津市高野尾	1,115,798	
〃	久居市森町北谷	336,000	

種　別	事　業　場　所	事業面積	備　考
アスファルトプラン	久居市庄田町入田	19,846	
宅　地	〃　稲葉町牧野	110,806	試掘調査
工　場	〃　庄田町	11,697	
宅　地	〃　庄田町2565 外	32,556	
〃	白山町二林	28,536	
別荘地	〃　川口滝尻，小倉	61,863	
〃	〃　三ケ野	137,978	
宅　地	〃　川口	2,030,159	古墳5
別荘地	〃　川口	182,852	古墳1
宅　地	〃　南出上の村	361,000	
〃	〃　南家城	18,721	
〃	〃　二本木	38,700	
〃	三雲村中林字山の腰	16,593	
工場地	〃　上ノ庄	28,091	
宅　地	一志町八太	400,860	遺跡1　古墳5
〃	嬉野町八田	26,610	
〃	〃　一志	825,000	試掘調査
〃	〃　下之庄	19,531	
〃	〃　平生たんど山	14,544	遺跡1
〃	〃　黒田東沖	41,291	
〃	美杉村見栗	461,934	
中学校	飯高町宮本字本字谷野	38,144	
宅　地	大台町下菅	14,107	
老人ホーム	伊勢市二俣，辻久留町	20,254	
学　校	〃　中村，宇治浦田町	15,273	
宅　地	〃　中之町，楠商町	133,843	遺跡2　試掘調査
ゴミ焼却場	〃　西豊浜町水附	29,197	
宅　地	〃　船江町4丁目	31,032	
〃	〃　大湊町本田	15,467	
〃	〃　〃　〃	19,500	
〃	〃　宇治浦田町字野上	10,300	
工　場	〃　宇田町字寺田地内，朝熊町叡田	18,557	
倉　庫	玉城町世古字カリコ	32,849	試掘調査
工　場	〃　岩出	13,613	

種　別	事　業　場　所	事業面積	備　考
別　荘　地	南勢町神津佐	77,187	
〃	〃　飯満	20,669	
宅地・別荘地	〃　下津浦	14,550	
別荘地・ホテル	南島町道行	543,121	
国民休養村	〃	543,121	天然記念物
別　荘　地	鳥羽市石鏡，本浦地内	1,611,920	遺跡，古墳多数
宅　　地	〃　鳥羽一丁目	55,851	
〃	〃　堅神町	16,770	
別　荘　地	磯部町	576,330	
〃	〃　三ケ所，井ノ之，西ノ浦	37,032	
〃	〃　穴川字松振	23,466	
〃	阿児町国府字寺川原	45,512	
〃	〃　甲賀大石	33,269	
〃	〃　甲賀鹿谷	24,840	
〃	〃　甲賀字野清水	10,918	
小　学　校	〃　立神字前方	14,987	
〃	志摩町越賀字浦路代	17,276	
別　荘　地	〃　越賀字小津根	57,500	
〃	浜島町	31,798	
〃	〃　迫子	48,089	
〃	〃　南張湯夫	12,220	
宅　　地	海山町大字相賀	22,248	
〃	尾鷲市中井浦字泉	26,491	
修　練　場	〃　南浦天満浦字水地	127,000	
別　荘　地	島ケ原村山菅地内	450,120	
別荘住宅	〃　地蔵面	25,000	
宅　　地	〃　大山田村千戸	276,901	古墳
別荘住宅	阿山町槙山	335,200	
〃	伊賀町霊山	1,120,620	
別　荘　地	〃　山畑地内	862,842	古墳12
工　　場	〃　御代	201,101	
〃	上野市猪田老ノ木	16,512	
〃	〃　佐邦具町	21,713	
宅　　地	〃　荒木字広岡	13,110	

種　別	事　業　場　所	事業面積	備　考
宅　地	上野市上神戸奥城寺	84,837	古墳2，調査済み
工　場	〃　西高倉	21,885	
〃	〃　小田町	33,000	
宅　地	〃　佐那具町馬屋谷，伊賀町西沢	111,114	
工　場	〃　西明寺字東野	16,538	
宅　地	〃　上神戸字突保地	28,133	
〃	青山町諸木字折戸	318,329	
〃	〃　大字岡田地他	1,274,400	古墳5
別荘・レジャー	美杉村・白山町，青山町	3,750,000	遺跡1　試掘調査
学　校	青山町阿保	35,000	調査済み
宅　地	名張市下比奈知	121,609	
別荘・宅地	〃　地内，うぐいす合	116,397	
工　場	〃　蔵持字ヒラク内	32,000	
製品倉庫	〃　蔵持甲字黒田 794ノ1	33,000	天然記念物
宅　地	〃　西田原	238,440	
ホテル	〃　青蓮寺峯の山	14,400	
宅　地	〃　夏見	1,743,576	古墳18
別荘住宅	赤目町一ノ井	13,842	遺跡に隣接
宅　地	〃　相楽	89,326	
〃	〃　相楽	13,231	

都市計画法・協議

種　別	事　業　場　所	事業面積	備　考
工　場	員弁町上笠田	168,131	古墳5
団　地	四日市々尾平町谷田	100,657	
〃	〃　上海老町・下海老町	313,280	
〃	〃　川島町	442,700	
〃	〃　松本町	281,749	
〃	鈴鹿市稲生町	81,937	遺跡2
〃	〃　高塚町	209,446	
〃	河芸町上野芦原	123,678	
〃	津市白塚町	201,000	
〃	〃　渋見・長岡	239,000	古墳1，調査済み1
工業団地	久居市戸木	292,122	

Ⅱ　問題遺跡一覧

1. 協議継続中の遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
中垣内遺跡	北勢町奥村	水資源開発公団・三重用水	
北野中遺跡	員弁町上笠田	住友金属鉱山kk・工場用地	試掘予定
西方瓦窯址	桑名市西方	個人宅地化	
北山遺跡	四日市市大鐘町	明和興産kk・土地造成	試掘予定
岸岡山遺跡	鈴鹿市岸岡町	三菱油化・社宅用地	
岸岡城址	〃	〃	
岸岡4号墳	〃	〃	
5号墳	〃	〃	
6号墳	〃	〃	
追谷遺跡	〃　郡山町	三交不動産kk・ニュータウン	約10万㎡
古墳時代遺跡群	〃	〃	
郡山大野古墳群	〃	〃	全46基
長者塚古墳	〃	〃	
寺山遺跡	〃　高岡町	土地造成計画	照会だけ
寺田山古墳群	〃	〃	全13基
沖ノ坂遺跡	〃　国分町	〃	
沖ノ坂古墳群	〃	〃	全3基
中尾山古墳群	〃	〃	全11基
敷地古墳	亀山市小野町	大平洋建設・団地	
古墳群	安濃村	熊谷組・団地	全13基
平田古墳群	〃　妙法寺	菱水産業kk・団地	
長岡古墳群	津市長岡町	三交不動産kk・団地	全4基
上津部田館址	〃一身田町	〃	
くすみ塚古墳	〃神戸	土地造成計画	
立花古墳群	〃	〃	全3基
元井古墳	〃半田	〃	
市バサヌ古墳	〃	〃	
平生遺跡	嬉野町平生	カネマル・団地	本調査計画有り
木の平古墳群	一志町小山	和光商事・団地	全2基

遺跡名	所在地	原因	備考
上井生古墳群	一志町上井生	東京レジャーランド・ゴルフ場	
狩俣洞古墳群	白山町川口	大倉建設kk・団地	
馬廻古墳群	〃	平城開発kk・ゴルフ場	
南阻遺跡	松阪市久保町	三交不動産kk・団地	
分れ谷古窯址	〃	〃	
鳥追古墳群	〃 下蛸路町	〃	全3基
下蛸路古墳群	〃	〃	
垣鼻4号墳	〃 垣鼻町	県土木部・河川改修	
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産kk・団地	継続調査
斎王宮跡	〃 斎宮	個人宅地	〃
水池遺跡	〃 明星	北岡組・宅地造成	
大林遺跡	〃 有弥中	丸二造園・団地	
矢塚古墳群	玉城町宮古	広瀬精工kk・工場	18基
上地山古墳	〃	個人・柿園造成	現状保存予定
市寄古窯址	〃 原	玉城ブルドーザー・土取り	
愛宕山古窯址	〃	内田重機・土取り	
背の山古墳	玉城町，度会町	個人・採石	
内城田中東遺跡	度会町棚橋	学校建築	
大薮遺跡	伊勢市磯町	土地造成計画	
宮ノ前遺跡	志摩町御座	国道バイパス	
御座城址	〃	〃	
住吉神社古墳	上野市依那古	上野市・南部ニュータウン	
住吉神社旧社地	〃	〃	
西田遺跡	〃	〃	
ニッ峠古窯址	〃	〃	
西田古墳群	〃	〃	
沢田1号墳	〃	〃	
沢田遺跡	〃	〃	
ぬか塚古墳	〃 市部	〃	
うま塚古墳	〃	〃	
不動寺1号墳	〃	〃	
板戸神社旧社地	〃 才良	〃	
杉ノ木1号墳	〃	〃	
才良山1号墳	〃	〃	

遺跡名	所在地	原因	備考
石山古墳	上野市依那古	上野市・南部ニュータウン	
奥山窯址	〃	〃	
桝川山神社古墳	〃 桝川	〃	
丸山城址	〃 下神戸	〃	
使獅塚古墳	〃 岡波	〃	
狐塚古墳	〃 古郡	〃	
無名塚古墳	〃 比上	〃	
城之越古墳群	〃	〃	
比地前遺跡	〃	〃	
波敷野古墳群	阿山町波敷野	日本開発kk・団地	保存予定
水分古墳	大山田村炊村	県営圃場整備事業	保存予定
谷の奥古墳群	青山町伊勢路	団地	
向井遺跡	尾鷲市向井浦	県道バイパス	
丸岡遺跡	四日市市西村町	県住宅供給公社・団地	試掘計画中
大仏山古墳群	小俣町東村	〃	全7基
大仏裏古墳群	〃	〃	全5基
丸山古墳群	〃	〃	全3基
大山裏古墳群	〃	〃	全2基
大仏寺院址	〃	〃	
酒部屋遺跡	玉城町	〃	
割山糠塚古窯址	〃	〃	
久米山古墳群	上野市守田	〃	49基
中川原古墳群	名張市赤目	〃	全3基
上山古墳群	〃	〃	全12基

2. 発掘調査遺跡一覧

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担
経塚中世墓群	大安町石榑下	県農林水産部・北勢広域農道	県教委	県農林部
小杉大谷古窯址	四日市市小杉町	地元土地区画整理	市教委	国・県・市費
納所遺跡	津市納所	県道バイパス	県教委	県土木部
日余1号墳	安濃村太田	日本道路公団・近畿道伊勢線	〃	公団
君カ口古墳	津市長岡町	三交不動産kk・団地	調査団	会社
納所遺跡	〃 納所	中部電力kk・鉄塔	〃	〃

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担
尺目遺跡	津市半田	亀山製糸kk・団地	調査団	会社
鳥居本遺跡	一志町小山	豊島不動産kk・団地	町教委	〃
八重田 1号墳	松阪市八重田町	高橋不動産kk・団地	市教委	〃
〃 6号墳	〃 藤ノ木町	〃	〃	〃
〃 16号墳	〃 八重田町	〃	〃	〃
〃 17号墳	〃	〃	〃	〃
〃 18号墳	〃	〃	〃	〃
〃 19号墳	〃	〃	〃	〃
〃 20号墳	〃	〃	〃	〃
河田 19号墳	多気町河田	田中建材・土取り	町教委	国，県，市費
〃 20号墳	〃	〃	〃	〃
〃 31号墳	〃	〃	〃	〃
〃 32号墳	〃	〃	〃	〃
〃 33号墳	〃	〃	〃	〃
〃 34号墳	〃	〃	〃	〃
〃 35号墳	〃	〃	〃	〃
古里遺跡（D地区）	明和町竹川	斎王宮域確認調査	県教委	国，県費
斎王宮跡	〃 斎宮	〃	〃	〃
明星 1号墳	〃 明星	五十鈴商事，団地	町教委	会社
〃 5号墳	〃	〃	〃	〃
〃 6号墳	〃	〃	〃	〃
〃 8号墳	〃	〃	〃	〃
〃 9号墳	〃	〃	〃	〃
〃 12号墳	〃	〃	〃	〃
野垣内遺跡	伊勢市上地町	県営圃場整備事業	県教委	県農林水産部
仲垣内遺跡	玉城町野篠	〃	〃	〃
月よべ遺跡	〃	〃	〃	〃
赤垣内遺跡	〃	〃	〃	〃
小ばし遺跡	〃 矢野	〃	〃	〃
飯浜貝塚	磯部町飯浜	個人・畑地上げ	町教委	町費
猪田神社経塚	上野市下郡	自然崩壊	市教委	神社

3. 事前協議、調査なく破壊された遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
一ノ谷A遺跡	多度町柚井	個人・鶏舎	
留山古墳	桑名市桑部	土取り	
遺跡	〃 坂井橋	砂利採掘	
長生古墳	鈴鹿市高岡町	塩浜運輸kk・土取り	
長生遺跡	〃	〃	
青谷遺跡	〃	〃	
白子野遺跡	〃	〃	
大鹿山2号墳	〃 国分町	大徳組・土取り	
〃 3号墳	〃	〃	
長者屋敷遺跡	〃	砂利採掘	
徳原24号墳	亀山市川崎町	土取り	
〃 25号墳	〃	〃	
〃 26号墳	〃	〃	
〃 27号墳	〃	〃	
滝谷古窯址	芸濃町楠原	鈴鹿ハウジングkk・土取り	
小甚吾1号墳	嬉野町滝川	個人・採石	
文珠遺跡	三雲村上ノ庄	第一精工・工場	
西野2号墳	松阪市西野	土取り	
〃 3号墳	〃	〃	
小野4号墳	〃 小野	小舟谷組・土取り	
〃 5号墳	〃	〃	
〃 6号墳	〃	〃	
大河内1号墳	〃 桂瀬	土取り	
〃 2号墳	〃	〃	
〃 3号墳	〃	〃	
〃 4号墳	〃	〃	
〃 5号墳	〃	〃	
〃 6号墳	〃	〃	
森荘遺跡	多気町森荘	〃	
北の山B古窯址	〃 笠木	みかん園造成	
〃 C古窯址	〃	農道拡巾	
河田16号墳	〃 河田	田中建材・土取り	

遺跡名	所在地	原因	備考
河田17号墳	多気町河田	田中建材・土取り	
〃 18号墳	〃	〃	
〃 36号墳	〃	〃	
〃 37号墳	〃	〃	
〃 38号墳	〃	〃	
神瀬B遺跡	大台町神瀬		
万野遺跡	度会町下久具	個人・宅地	
市寄古窯址	玉城町原	玉城ブルドーザー・土取り	
愛宕山古窯址	〃	内田重機・土取	
エナド遺跡	〃 蚊野	個人・養豚場	
なきよう寺遺跡	鳥羽市浦村町	パールロード残土埋立	
向井D遺跡	〃	個人・埋立て	
だんだらぼし遺跡	〃 畔蛸町	個人・宅地	
柳谷遺跡	志摩町越賀	別荘宅地	
丸田遺跡	〃	〃	昭和46年項
上河原遺墳	島カ原村川南	砂利採掘	
漆原古墳	阿山町円徳院		
津島神社跡	伊賀町西ノ沢	住友建設kk・団地	
清水遺跡	上野市大野木	工場	
上山10号墳	名張市上山	宅地造成	
横山1号墳	〃 宮城	無届発掘	
〃 4号墳	〃	道路拡巾	
台カ芝2号墳	〃 赤目町	無届発掘	
道瀬遺跡	紀伊長島町道瀬	無届発掘	
船越遺跡	海山町船越	個人・宅地	
津ノ森遺跡	熊野市有馬町	市営グランド造成	
釜ノ平遺跡	〃	砂利採掘	

Ⅲ　通　　知

教 文 第３５３号
昭和48年７月10日

各　市　町　村　長
名市町村教育委員会教育長　殿

三重県教育委員会
教育長　関　根　則　之

開発事業にかかる埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

最近の各種開発事業の進展に伴い、埋蔵文化財の破壊，またはき損される事例が多くなっているので，文化財保護法（以下「法」という）および三重県文化財保護条例（以下「条例」という）の規定を厳守されるとともに，下記のことを十分留意の上，三重県教育委員会と連絡を密にして，文化財保護の万全を期されたい。

記

1. 事前協議の徹底
   (1) 開発関係機関及び事業主体は，事業の計画段階において埋蔵文化財の取り扱いを，関係市町村教育委員会と協議する。
   (2) 事業予定地に埋蔵文化財が所在する場合は，事業計画区域から除外して，現状保存に努める。
   (3) 事業計画区域から除外できない場合は，緑地帯等として保存をはかる。
2. 現状変更計画の処理
   (1) 指定史跡については，法，条例等の規定にもとづいて処置するほか，隣接地における事業計画についても風致を害しないよう十分注意する。
   (2) 周知の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）を止むを得ず発掘する場合は，法の規定により発掘着手３０日前までに文化庁長官に届け出る。
   (3) 発掘調査の結果，学術的価値が高いと判断された時は，現地保存について協議する。

(4) 発掘調査および保存に要する経費は，原則として原因者負担とする。

3. 新確認遺跡の措置

(1) 事業予定地における埋蔵文化財の有無は，現地調査により，所在地の範囲，現状とも確認する。なお，これらに要する経費は，原則として原因者負担とする。

(2) 工事等により遺跡が新たに発見された場合，発見者または工事主体者はただちに，所在地の市町村教育委員会に連絡し，当該教育委員会は実情調査する。

(3) 遺跡と確認された場合は，現状を変更することなく，法の規定により10日以内に文化庁長官に届け出る。

4. そ の 他

遺跡の周知徹底を図るため，市町村のとるべき措置はつぎのとおりとする。

(1) 精密な遺跡地図を作成し，開発事業関係者及び遺跡所在地の土地所有者等に配布する。

(2) 土地所有者の了解のうえ，現地に遺跡標柱を設置して所在地を明確にする。

(3) 遺跡１件ごとの台帳を作成し，協議資料として活用する。

(4) 定期的に遺跡を巡視し，保護のため適切な処置をする。